

# 1. バングラデシュ輸出加工区への投資機会

首相府・バングラデシュ輸出加工区庁

2005年 11月

## バングラデシュ輸出加工区庁 (B E P Z A)

技術担当理事 アブ・レザ・カーン

### 3 E P Z (輸出加工区) の定義

原料の輸入・加工・製造・再輸出を  
軽減された関税及び税関手続で行う  
経済特区である。

### 4 バングラデシュの輸出加工区所在地

### 5 B E P Z A の運営

首相を議長とする関係省庁長官会議

B E P Z A 長官を議長とする執行委員  
会

B E P Z A 長官による統率運営

ゼネラルマネジャーによる各輸出加工  
区の運営

## 6 B E P Z A 組織図

## 7 国別（29カ国）投資企業内訳

（2005年 9月現在）

|             |           |      |
|-------------|-----------|------|
| A－ 100%外資   | 141       | 61%  |
| B－ 合併企業     | 34        | 15%  |
| C－ 100%現地資本 | 56        | 24%  |
| 操業企業合計      | 231       | 100% |
| 認可済未操業企     | 61        |      |
| 設立許可交付済企業   | <u>55</u> |      |
|             | 347       |      |

## 8 B E P Z A の使命

投資促進と雇用の創出によるバングラ  
デシュ経済基盤の強化

## 9 B E P Z A の目的

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 外国・現地企業の投資促進 | 6. 技術移転               |
| 2. 輸出促進         | 7. 技術の向上と熟練           |
| 3. 輸出品目の多様化     | 8. 企業管理運営の向上          |
| 4. 後発企業の開発と推進   | 9. 国際市場へのアクセスと販売技量の促進 |
| 5. 雇用の促進        |                       |

## 10 B E P Z A の背景

ジアウル・ラーマン元大統領が生みの親となる。

1980年 B E P Z A 法制定。

1980年 外国民間投資法制定。

1978年 チッタゴン加工区着工。

1983年 チッタゴン加工区操業。

1993年 ダッカ加工区操業                      1997年 拡張。

4加工区操業開始：モンガラ、コミラ、イシュワルディ、ウッタラ。

2加工区追加工事中：ダッカ近郊とチッタゴン港隣接地。

## 1 1 バングラデシュ輸出加工区の優位点

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 法と秩序の安定    | 2. インフラ施設の整備 |
| 3. 諸手続所要時間の短縮 | 4. 操業コストの低減  |
| 5. 政府の友好的政策   | 6. 各種優遇措置    |
| 7. ベンチャー企業の受入 | 8. 企業成功事例    |

## 1 2 インフラ施設

1. 基礎的インフラの整備：電気、ガス、水道、道路、テレコム、eメール
2. 平均2000平方メートルの整備済工場用地
3. 賃貸用工場ビル
4. 従業員用宿舍用地
5. 倉庫
6. 速配便業者、警察署、消防署、郵便局、貨物運送業者、その他
7. 業務サポート諸サービス：ショッピングセンター、緑地地帯、ダイケアセンター、ヘルスクラブ、企業者クラブ、メジカルセンター、スポーツ施設、外国人用宿泊設備、学校、公共用乗物、その他

## 1 3 諸手続所要時間の短縮

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 1. 加工区内での輸出入の認可 | 2. DAベースの輸入許可        |
| 3. 輸出入手続の簡素化    | 4. 輸出入認可即日発給         |
| 5. 原料の内国輸入許可    | 6. 加工区内外からの下請加工契約の許可 |

## 1 4 財政優遇措置

- 1。10年間免税及び以降5年間の免税
- 2。工場建設用の材料・機械・部品・設備の輸入税免除
- 3。輸出入税の免除      4。二重課税防止      5。配当税免除
- 6。特惠関税制度の適用可      7。自動車3台まで無税輸入許可
- 8。外国人従業員の所得税3年間免除
- 9。機械・工場設備の加速減価償却
- 10。ロイヤルティ、技術・コンサル料の自由送金
- 11。EU、カナダ、ノルウェー、オーストラリア、米国への関税、数量規制制度の撤廃交渉中

## 1 5 非財政優遇措置

- 1。1980年 外国投資保護法制定
- 2。100%外国企業の所有権認可
- 3。最恵国待遇の供与      4。外国投資額の上限なし
- 5。資本金、配当金の全額本国償還認可
- 6。直接ルートによる海外からの外貨ローン
- 7。"A"タイプ企業の非居住者預金制度
- 8。"B", "C"タイプ企業の外貨建会計の運用
- 9。居住権/市民権の付与

## 1 6 電気・ガス・水道料金

## 1 7 年次別投資受入額

1994年 - 2005年 (9月現在: 百万ドル単位)

2005ねん - 2006年 (9月現在推定額: 12.83 \$m)

総投資額 = \$879.84

## 1 8 年次投資累計額

2005年9月現在

## 1 9 年次別輸出総額 (百万ドル単位)

2005年9月現在 輸出総額 \$10465.37mil

## 2 0 年次別輸出累計額グラフ表 (百万ドル単位)

2005年9月現在

## 2 1 バングラデシュ総輸出額のBEPZA寄与分 (US百万ドル単位)

| 年次 | バングラデシュ | 輸出加工区 | 輸出加工区 |
|----|---------|-------|-------|
|    | 輸出総額    | 輸出総額  | 寄与分の% |

## 2 2 年次別雇用人数と累計 (2005年現在)

2006年9月まで推定含 雇用人数累計: 158、216人

## 2 3 国別投資企業数 (2005年現在)

操業中: 231社 認可済未操業: 115社

投資国総数: 29カ国

## 2 4 輸出加工区内製造ブランド製品

日本企業製造のブランド製品：

カメラレンズ・パーツ   ー  コニカ、ミノルタ  
ゴルフシャフト   ー  アブ  ガルシア  
携帯電話パーツ   ー  ソニー  
自動車部品   ー  日産、三菱、日野

## 2 5 設立奨励産業別リスト

1。衣服類   2。農産業   3。造花製造   4。コンピューターソフト  
及びICT   5。電子部品   6。冷凍食品   7。生花栽培  
8。贈答品   9。インフラ設備品   10。ジュート、ジュート混成品  
11。宝石、ダイヤモンドカット、研磨   12。皮革、革製品  
13。石油、ガス関連産業   14。養蚕業関連   15。詰物玩具  
16。繊維産業   17。観光産業   18。基礎化学産業用原料  
19。繊維産業用染料、化学薬品   20。メガネフレーム   21。  
22。家具   23。その他衣料品雑貨

## 2 6 日本企業の累計投資額と雇用累計

投資額累計（US百万ドル単位）：\$ 122.06

従業員雇用累計                   ：5,006名

## 2 7 B E P Z A 内日本企業リスト